

平成26年 4月 2日

所管 市長公室企画部

件名	プール学院大学・プール学院大学短期大学部との包括的な連携協定の締結について
経過・現状 政策課題	<p>【経過】 平成20年9月 堺市教育委員会とプール学院大学との連携協力に関する協定締結 平成25年10月 プール学院大学・プール学院大学短期大学部との災害時における協力に関する協定締結</p> <p>【現状】 現在、個別の協定や事業による連携を行っているが、平成26年4月に堺市で初めてとなる教育学部が設置されたことを機会に更なる連携が期待できる。</p> <p>【参考（包括連携協定締結）】 平成19年12月 大阪大学 平成20年4月 大阪府立大学 平成20年8月 関西大学 平成26年3月 西区と羽衣国際大学</p>
対応方針 今後の取組（案）	<p>【対応方針】 包括的な連携協定を締結することで、歴史的・文化的資源の活用及び知的資源の交流を図り、各事業分野において市と大学双方の発展と充実に寄与し、地域連携を積極的に推進する。</p> <p>【連携・協力する事業分野】 (1)教育、保育、子育てに関する分野 (2)まちづくりに関する分野 (3)文化、歴史及び国際交流に関する分野 (4)産業、福祉、健康及び環境に関する分野 (5)その他、双方が有益にして必要と認める分野</p> <p>【今後の取組】 教育・子育てをはじめとした幅広い分野（学校現場等への専門家派遣・巡回相談等）での連携を進めていく。 また、学生にまちづくりや活性化のための取組、イベントなどに参加してもらうことで都心地域の賑わい創出を図る。</p> <p>【協定締結予定日】 平成26年4月7日</p>
効果の想定	包括連携により効果的な施策の推進や行政課題の解決、地域の更なる発展につながる。
関係局との政策連携	全庁

(案)

基 本 協 定 書

堺市とプール学院大学・プール学院大学短期大学部（以下「双方」という。）は、双方の包括的な連携協力について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 双方は、包括的な連携のもと、歴史的・文化的資源の活用及び知的・人的資源の交流を図り、教育、まちづくり、文化、産業等の分野において、双方の発展と充実に寄与し、地域連携を積極的に推進する。

（事業分野）

第2条 双方は、前条に定める目的を実現するために、次に掲げる分野について連携・協力する。

- (1) 教育、保育、子育てに関する分野
- (2) まちづくりに関する分野
- (3) 文化、歴史及び国際交流に関する分野
- (4) 産業、福祉、健康及び環境に関する分野
- (5) その他、双方が有益にして必要と認める分野

（連絡調整窓口）

第3条 前条の事項の円滑かつ効果的な推進のために、双方で構成する連絡調整窓口を設置する。

2 連絡調整窓口に関して必要な事項は別に定める。

（経費）

第4条 第2条に定める事項の実施に要する経費は、原則として双方において各々応分に負担することとする。

（協定期間）

第5条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の3ヶ月前までに、双方のいずれからも書面をもって改廃の申し入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定書に定める事項に関する細目については、別途協議して定めることとする。

2 この協定書に定める事項について疑義が生じた場合及び協定書に定めのない事項については、双方が誠意をもって協議して定めることとする。

本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、署名捺印の上、各々1通を所持する。

平成26年 月 日

堺市長

プール学院大学
プール学院大学短期大学部
学長